

## 小樽市地域おこし協力隊（委託型）設置要綱

### （設置）

第1条 小樽市における地域資源の発掘・保全・創出や地域づくりを実施することなどを通じて、交流人口の拡大や地域ブランド力の向上及び地域づくりの担い手育成を図るため、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、委託型の小樽市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

### （協力隊の活動）

第2条 協力隊の隊員（以下単に「隊員」という。）は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域資源の発掘、保全及び創出に係る活動
- (2) 地域の情報発信に係る活動
- (3) 地域活性化及び交流人口拡大に資する活動
- (4) その他地域の課題解決のため市長が必要と認める活動

### （隊員の委嘱）

第3条 隊員は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（総務省が定める地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件による。）から、本市に生活の拠点を移し、住民票の移動を行うことができる者
- (2) 心身が健康で、かつ本市内に定住する意欲のある者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

### （委嘱期間）

第4条 隊員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において委嘱する隊員の委嘱期間は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の委嘱期間が終了した後、市長が必要であると認めるときは、通算で3年を超えない範囲で、委嘱期間を延長できるものとする。

### （身分）

第5条 隊員は、次条に規定する活動支援事業者との雇用契約の下で地域協力活動に取り組むものとし、市との間で雇用契約は締結しないものとする。

(業務の委託)

第6条 市長は、地域協力活動に関する業務を適切に実施できると認める者（以下「活動支援事業者」という。）に、当該業務を委託するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、活動支援事業者に対し、委託料を支払うものとする。

3 活動支援事業者は、第1項の業務を実施するため、隊員を雇用するものとする。

4 活動支援事業者は、隊員の活動内容等に応じ、第2項の委託料のうちから、隊員に対し報酬を支払うものとする。

(活動報告)

第7条 活動支援事業者は、隊員による各月の地域協力活動の実施状況を、別に定める活動報告書により当該月の翌月10日までに市長に報告するものとする。ただし、3月の実施状況については、同月末日付けで提出するものとする。

(解嘱)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、隊員の委嘱を取り消すことができる。

(1) 本人から隊員を辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認める場合

(2) 傷病、事故等により、地域協力活動の継続ができなくなった場合

(3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合

(隊員の守秘義務)

第9条 隊員は、地域協力活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

(市の役割)

第10条 市長は、協力隊が円滑に活動できるよう、住民への周知を行うほか、必要な支援を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。